

「日本風景街道」有識者懇談会 設立趣旨

「日本風景街道」は、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台に、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源や個性を活かした美しい国土景観の形成を図り、観光の振興や地域の活性化に寄与する重要な施策である。

これまで、平成19年4月に日本風景街道戦略会議（以下「戦略会議」）より提言された「日本風景街道の実現に向けて」を踏まえ、仕組みや枠組みの構築を図り、同年9月より、地方ブロック毎に設置された「風景街道地方協議会」において、順次風景街道の登録を行い、現在全国で141ルートが登録されている。

戦略会議提言及び、ルートの登録開始より10年が経過し、各ルートの取組状況は、積極的に活動しているルートがある一方、活動が停滞しているルートも存在している。

戦略会議提言に対する実施状況を踏まえたうえで、今後の日本風景街道の活動を活性化・発展させるための方策について、検討していくことが必要となっており、幅広く議論することを目的として設立するものである。

「日本風景街道」有識者懇談会
規 約（案）

（名称）

第1条 この懇談会は、「日本風景街道」有識者懇談会（以下「懇談会」という。）という。

（目的）

第2条 懇談会は、日本風景街道の今後の活動を活性化・発展させるための方策について検討することを目的とする。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、懇談会の検討が終了するまでの間とする。

（委員長）

第4条 懇談会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 委員長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（事務局）

第5条 懇談会の事務局は、道路局環境安全課が行う。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事の公開）

第7条 懇談会は原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第8条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この規約は平成29年12月18日から有効とする。

「日本風景街道」有識者懇談会
委員名簿

石田 東生	筑波大学 特命教授
楓 千里	(株) J T Bパブリッシング 取締役
熊野 稔	宮崎大学 地域資源創成学部 副学部長
玉川 孝道	元・西日本新聞社 副社長
林 美香子	慶應義塾大学大学院 S D M研究科特任教授
宗田 好史	京都府立大学 副学長

(敬称略・五十音順)